## 目 次

## 第V部 優先権

第1章	パリ条	約による優先権				
1.	概要 …	······				
2.	パリ条約	りによる優先権の主張の要件及び効果 1 -				
	2.1 パ	リ条約による優先権を主張することができる者1-				
	2.2 パ	リ条約による優先権の主張を伴う日本出願ができる期間1-				
	2.3 パ	リ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願 …1-				
	2.3.1	正規の国内出願であること2-				
	2.3.2	最初の出願であること2-				
	$2.4$ $^{\circ}$	リ条約による優先権の主張の効果2-				
3.	パリ条約	りによる優先権の主張の効果についての判断3 -				
	3.1 基	本的な考え方3 -				
	3.1.1	パリ条約による優先権の主張の効果についての判断が必要				
		な場合 ·······3 -				
	3.1.2	判断の対象3-				
	3.1.3	第一国出願の出願書類の全体に記載した事項との対比及び				
		判断 3 -				
	3.2 部	分優先又は複合優先6 -				
	3.2.1	部分優先の取扱い(日本出願の一部の請求項又は選択肢に係				
		る発明が第一国出願に記載されている場合の取扱い)・6・				
	3.2.2	複合優先の取扱い(日本出願が二以上の第一国出願に基づく				
		パリ条約による優先権の主張を伴っている場合の取扱い)7-				
	3.3 パ	リ条約による優先権の主張の基礎となる出願が優先権の主張				
	を	伴う場合の取扱い9-				
4.	パリ条約	りによる優先権の主張の効果についての判断に係る審査の進				
	め方 …	10 -				
5.	各種出願	頁についての取扱い 10 -				
	5.1 パ	リ条約による優先権の主張を伴う出願の分割又は変更 10 -				
	5.2 第	43条の3に規定された、パリ条約の例による優先権 10-				
	5.3 特許協力条約に基づく国際出願と優先権					
	5.4 各	種出願に基づくパリ条約による優先権の主張の取扱い 11 -				
	5.4.1 第一国における分割出願又は変更出願に基づくパリ条約に					
		よる優先権の主張の取扱い 11 -				

	5.4	4.2	米国における一部継続出願に基づくパリ条約による優先権	
			の主張の取扱い 12 -	-
	5.4	4.3	仮出願に基づくパリ条約による優先権の主張の取扱い 12 -	
第2章	国内	り優り	5権	
1.	概要		······ 1 ··	
2.	国内	優先	権の主張の要件及び効果	-
	2.1	国内	優先権を主張することができる者 1 -	
	2.2	国内	優先権の主張を伴う後の出願ができる期間・1・	
	2.3	国内	優先権の主張の基礎とすることができる先の出願2-	
	2.4	国内	優先権の主張の効果 2 -	
3.	国内位		権の主張の効果についての判断	
	3.1	基本	: 的な考え方 ······	
	3.2	1.1	国内優先権の主張の効果についての判断が必要な場合 3 -	
	3.1.2		判断の対象 3 -	
	3.1	1.3	先の出願の当初明細書等に記載した事項との対比及び判断・4・	
	3.2	部分	優先又は複合優先 4 -	
	3.3	国内	優先権の主張の基礎とされる先の出願が優先権の主張を伴	
		う場	合の取扱い ······· 4 ·	-
4.	国内	優先	権の主張の効果についての判断に係る審査の進め方 5・	
5.	留意	事項	[ ······ 5 -	-
	5.1	国内	優先権の主張を伴う出願の分割又は変更5-	
	5.2	国内	優先権の主張の基礎とされた出願の取下げ5-	

<関連規定>

- 2 - (2024.5)